

### 労働者派遣法改悪案

# 参議院審議、廃案へ追い込もう!

## 参院/厚労委へ抗議の声を集中しよう。 7月16日(木)、12:00~13:00/参院議員会館前

7月8日、参議院本会議において労働者派遣法改悪案の趣旨説明が行われ審議に入った。衆議院で行われた審議では政府は野党からの疑問点や批判に全く真摯に答えることをせず、また、院外で派遣労働者自らが切実な声を上げ続けているにもかかわらず、6月19日には維新の党と組んで、衆議院で強行採決して通過させたのである。

この派遣法改悪案はパソナを筆頭にした派遣業界と経団連など派遣先企業が利益拡大、一層使い勝手の良い労働者を作り出すためのものである。そのためには「10・1ペーパー」で問題となったように、派遣労働者保護を求めた現行法の「申し込み制度」が施行されると社会に大混乱をもたらすかのような虚構を作り出し、その本質である『生涯派遣、低賃金/雇用不安』の労働者の拡大、『正社員削減』を隠して、この9月1日に施行を強行しようというのである。そもそも1986年に派遣労働が認められたのは専門業務であり、臨時的一時的労働のためであった。そのため業務も通訳など18業務に限られ、また派遣労働者には一定の高賃金が補償されてきたのである。その後対象業務が拡大され、小泉政権の新自由主義政策の下で2004年製造業への派遣を認めるなど大改悪がなされたのである。そのときの経産担当大臣が竹中平蔵であり、その後パソナ会長に就任して、一貫して派遣法改悪を進めようとしてきたのである。竹中パソナ会長はいま、「正社員はなくしましょう。」と息巻いている。

派遣労働者が実際に仕事に携わる場合、仕事先では他所の会社の人(派遣さん)であり、派遣先企業は直接雇用主でないために労働条件について要望し交渉することもできず、派遣先企業の都合で仕事がなくなれば不要物とされて解雇や雇い止めとなってしまうのである。2008年のリーマンショックの際には派遣切りが広がり、特に製造業や登録型の派遣労働者は住む家もなく文字通り寒空の路頭に放り出されたのである。

このように労働者が「モノ」として扱われるのが派遣労働であり、その保護

が政治の最大の課題とされ、2009年の政権交代の一因ともなったのである。

2009年、現行派遣法は不十分な点も多くあるが、「派遣労働者保護」が明記され、違法派遣については派遣先企業の労働契約申し込み制度が規定されたのである。政府と財界、派遣業界が一体となってこの「申し込み制度」を施行前に破壊しようというのである。そして、派遣元にスキルアップなどを義務づけるとしながら、3年で人を変え、業務を変えれば何時までも派遣労働者を使えるシステムにしようというのである。派遣先企業は使用者責任を一切問われることがない。また、労働者の均等待遇について一切規定がない。これでは派遣先企業は常用雇用の正社員を派遣労働者に差し替えることは明らかである。ワーキングプアの拡大、格差社会の拡大が益々進むことになる。

この派遣法改悪、後に続く労働時間制度破壊・過労死拡大の労基法改悪、解雇の金銭解決方式と一体となって日本の労働の在り方を根本的に変えるものになる。決して許してはならない。自民・公明反労働者政策に反対し、野党と連携して必ず廃案に追い込もう。

### パソナ本社抗議行動

7月17日(金) 18:00~

朝日新聞 2015年7月9日

労働者派遣法改正案のスケジュール	
2014年	15年4月の施行をめざしたが、条文ミスや衆院解散で2度廃案に
15年3月13日	内容を修正し閣議決定。施行日を9月1日に
5月12日	衆院本会議で審議入り
6月19日	衆院で可決
7月8日	参院本会議で審議入り
8月上旬	成立?
9月1日	施行?
10月1日	「労働契約申し込み『みなし制度』がスタート

労働者派遣法改正案が8日、参院本会議で審議入りした。施行日を9月1日としていることから、政府・与

### 成立でも周知期間短く

### 派遣法参院で審議

今は秘書や通訳など「専門26業務」で働く派遣社員は同じ職場ですつと働くことができない。改正案は、この業務の区分をなくし、派遣社員が同じ職場で働ける期間は3年までにする。ただし企業は、人をかえれば同じ職場ですつと派遣を受け入れることができるようになる。9月施行としたのは、違法に派遣を受け入れた企業は派遣社員に直接雇用を申し込んだとみなす制度が10月に始まるからだ。政府は、業務区分がわかりにく

い現行法のまま10月になると、業務の解釈などを巡って派遣社員から「みなし制度」の適用を求める訴訟がおき、企業も訴訟リスクを避けて派遣の受け入れをやめるのではと懸念する。8日の参院本会議で安倍晋三首相は「施行日は、改正内容を早期に実現するとともに、みなし制度を円滑に施行できるよう9月1日としている」と説明。運用についての細かい点は、法の成立後に労使の代表らが集まる厚生労働省の審議会が詰めることもあり、政府

・与党は8月上旬までの成立を目指す。野党は「同一労働・同一賃金推進法案」を含めて参院でも審議時間を長くすることや、日本年金機構から個人情報流出した問題の審議を進めることを求めている。また、政府・与党の思惑どおりに成立しても、細部も含めた内容を周知する期間はほんの短い。施行日を繰り下げるべきでは(民主)、「本当に9月1日に施行できるのか(共産)といった声もあがっている。(平井恵美、末崎愛)